

平和大通り公園の利活用のための社会実験業務に係る
公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和6年5月21日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

平和大通り公園の利活用のための社会実験業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(3) 業務内容

別紙「平和大通り公園の利活用のための社会実験業務 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

4,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(5) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「平和大通り公園の利活用のための社会実験業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 説明書、基本仕様書等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のフロントページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「2. 調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和6年6月11日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局観光政策部観光企画担当

TEL 082-504-2243（直通）

FAX 082-504-2253

E-mail kanko-kika@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和6年6月 3日（月）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和6年6月 4日（火）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和6年5月27日（月）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和6年6月11日（火）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時15分まで

(2) 提出場所 前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

7 受託候補者の特定

- (1) 提案書の審査は、平和大通り公園の利活用のための社会実験業務公募型プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 審査基準
説明書による。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

- (1) 契約保証金
契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他
詳細は説明書による。